

請 願 文 書 表			
受理年月日	平成 26 年 6 月 16 日	請 願 者	近江八幡市北之庄町 1 1 5 5 近江八幡平和委員会 代表 奥野 昭夫
受理番号	請 願 第 2 号		
請 願 件 名	「集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出を求める請願		
請 願 要 旨	【請願趣旨】 日本が海外でアメリカと肩を並べて戦争できるようにする集团的自衛権の行使容認を策す、安倍首相の暴走は許すことができません。国会答弁で歴代政権の憲法解釈を真っ向から否定し、「憲法とは権力を縛るもの」という原則さえ否定する露骨な解釈改憲の姿勢に自民党内からも批判が起きています。 「最高の責任者は私だ。政府の答弁に私が責任をもって、そのうえで選挙で審判を受ける」と、安倍首相は衆議院予算委員会において、現行憲法下で禁止されてきた集团的自衛権行使の憲法解釈を自らの一存で変更出来るとの立場を示しました。 集团的自衛権とは、自国が攻撃を受けていなくても同盟国などが攻撃を受けた場合、反撃するというものです。政府は 1972 年の参議院決算委員会に提出した資料で「我が憲法下で武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫不正の侵害に対する場合に限られる」、「他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする集团的自衛権の行使は、憲法上許されない」と明記しています。 安倍発言には自民党内でさえ、「その時々政権が解釈を変更できることになる」、「拡大解釈を自由にやれるなら憲法改正は必要ないと言われてしまう」と批判が続出しています。それほど安倍首相の発言は、「最高法規としての憲法のあり方を歪曲し、立憲主義を否定するきわめて危険なもの」であることを示しています。 そもそも憲法は、首相をはじめ国家権力を厳格に拘束するものであって、政権が変わるたびに多数派が憲法の解釈を自由に変えることができるなら、憲法が憲法でなくなってしまう。内閣に憲法の内容を勝手に変える権限はありません。国民主権の立場で国家権力を制限し、国民の人権を守るのが憲法の本質的役割であり、立憲主義の原則です。このような憲法の本質に照らして、憲法の解釈が権力者の恣意に任せられることがあってはなりません。 よって、日本の「自衛」とは無関係で、なおかつ海外で戦争する国となる集团的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しを行わないよう、近江八幡市議会として政府に対し意見書を提出していただきますよう請願いたします。		
紹介議員	川崎 益弘 大林 宏		